

令和5年3月8日

立候補予定者各位

六ヶ所村議会議員一般選挙における連絡事項

六ヶ所村選挙管理委員会

標記につきまして、下記のとおりお知らせします。

## 記

### 1. 選挙管理委員会に寄せられた質問について

- ・不在者投票の請求はいつからできますか。

#### 【回答】

開始日の制限はなく、告示前でも可能です。準備を要するため、早めのご請求をお願いします。不在者投票請求書は同封しました。(ホームページ掲載してあります村のホームページ及び総務省のホームページに掲載している様式も利用可。)

- ・選挙公報は、ありますか。

#### 【回答】

選挙公報の発行に関しては条例を制定する必要があります。村では条例が制定されてないため、発行しておりません。

- ・「立候補届出の手引き」P23 六ヶ所村に対し、請負関係にある者が、当選の告知を受けたときは、当選の告知を受けた日から5日以内に選挙管理委員会に請負を有しなくなった旨の届出をしないと、当選を失うとあるがどういう届出でしょうか。また、そういう選挙違反については誰が調べるのでしょうか。

#### 【回答】

任意の様式で、当該役員の役員会等社員又は役員の辞任を決定する権限の有する機関の「辞した旨」の証明書を添付して届けるようお願いいたします。

選挙違反に関しましては、所轄警察の権限であり、選挙管理委員会は選挙違反を取り締まる機関ではございません。

問題のあるものと思われるものにつきましては、関係者に注意喚起し、悪質なものについては所轄警察署へ届出るなどの対応になります。

## 2. 参観人について

開票所の参観人の届出につきましては、開票所のスペースの都合上候補者1人あたり2名までに制限する予定です。参観券は4月18日の立候補届出者に配布予定です。